

No. 24-12

2024年11月21日

(公財)損害保険事業総合研究所

11月25日発刊「損害保険研究」第86巻第3号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第86巻第3号を11月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月および2月の年4回です。

5月号から連載中の特集企画「保険法研究への誘い―保険法研究方法論の現在地の言語化の試み―」は、今号には、「ドイツ保険法研究の始め方」を掲載しています。ドイツ保険法の研究を志す方に有益であることはもちろんですが、日本の保険法の立法や解釈がドイツからどのような影響を受けてきたかがわかり、日本の保険法の理解にも大いに役立ちます。

インターネットのプラットフォーム上の取引、予防接種に伴う健康被害、IFRS17「保険契約」、サイバー保険など、社会で注目される問題を取り上げている各論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

(特集)保険法研究への誘い一保険法研究方法論の現在地の言語化の試み (第3回)ドイン保険法研究の始め方

中京大学法学部教授 土岐孝宏氏

本稿は、保険法の研究をこれからはじめようとする大学院生、あるいは大学院進学を視野に入れる学部学生に、ドイツ保険法の研究の仕方について、情報提供を行うものである。

本稿においては、まず、ドイツ保険契約法の位置づけ、編別構成を一瞥したのち、これが、これまでわが国の保険法の立法論や解釈論にどのような影響を与えてきたのか、その両者間の深い関係性を示すべく、いくつかの法的論点をピックアップしながら両者の法制の対応関係を明らかにする。また、そのことから、ドイツ保険契約法ないしドイツ保険法学を研究することの面白さと重要性を説く。

同時に、本稿は、ドイツ保険法の研究をはじめるにあたり、さしあたり必要となる法学文献情報についても記すものである。

現行法令(条文)の入手方法,体系書・コンメンタールといった学説資料(書籍)の概要,主要な判例掲載誌等について, 文献情報を提供している。

<研究論文>

プラットフォームにおける消費者の損害補償に関する法的考察

東京科学大学 環境・社会理工学院 准教授 金子宏直氏

消費者にとってインターネットのプラットフォームを通じた物品購入やサービス利用は生活に欠かせない。一方,消費者はプラットフォームを利用することで、物品の欠損や問題のある販売者との取引により損害を被ることも多い。消費者が損害の補償を求める場合、プラットフォーム上の取引が複数当事者の複合的契約であることから、物品販売・サービス提供の原因契約を解除、無効・取消しても決済事業者に抗弁の接続がなく代金の返金を請求できない。そのため、決済事業者の

信義則上の義務違反やプラットフォーム事業者の責任について複雑な議論がされてきた。本稿では複雑さの一因となる取引の有因性・無因性を整理し直し,無因性を前提にした場合の信義則上の義務違反に基づく原状回復的損害賠償請求による既払い金の返還が契約の巻き戻しに代わることを論じる。プラットフォーム取引において消費者の被る損害の補償について,利用者・事業者・プラットフォーム事業者の間での適正なリスク分担と保険に準ずる仕組みの役割等を論じる。

<研究論文>

予防接種に伴う健康被害に対する補償制度の研究

大阪大学大学院医学系研究科助教 中塚敏光氏

予防接種は重要な感染症対策の一つであるが、予防接種後には一定確率で健康被害が発生するという問題がある。我が国では、この問題に対応すべく、予防接種後健康被害救済制度が設けられた。しかし、同制度による救済に必要な、予防接種と健康被害との因果関係が不明と評価される事例も多い。本稿では、この因果関係の問題を中心に、我が国の現行制度の問題点を検討するとともに、海外の補償制度等を参照し、その解決策の提示を試みた。特に米国など、一定の健康被害について因果関係の推定規定を設けている国も存在し、我が国でもこのような規定を設けることが救済の実効性を確保する上で有用であると考えられる。しかし、このような制度変更には時間を要する可能性がある。産科医療補償制度を参考に、損害保険を活用したスキームについても検討を行った。その結果、同スキームが予防接種による健康被害に対する補償制度として有用である可能性が示唆された。

<研究論文>

わが国の損害保険事業におけるIFRS17「保険契約」の影響分析:ソニーの表示・開示を事例として

静岡県立大学経営情報学部経営情報学科教授 上野雄史氏

本論の目的は、わが国の損害保険事業におけるIFRS17「保険契約」(以下、IFRS17)の影響を考察することにある。本論ではIFRS適用企業のソニーグループ(ソニー)と日本基準適用企業のソニーファイナンシャルグループ(ソニーFG)とを比較することで、IFRS17の表示・開示の特徴を明らかにした。IFRS17は、保険契約の特性に応じた区分を行うことを要求しており、各要素に分解することを求めており、いずれのアプローチでも保険損益の期間配分を求めている点は共通している。IFRS17の表示では、保険サービス損益および保険金融損益を区分し、保険契約の性質別に各構成要素の開示が求められ、その測定に関連する情報も求められている。わが国における損害保険会社が、IFRSの適用を検討する際には、各期の期間損益の結果を意識した経営方針への転換が必要であり、保険契約負債の測定とそのプロセスの明確化および説明責任を負っていることを理解しておく必要がある。

<研究ノート>

サイバーセキュリティ投資とサイバー保険の関係〜無形資産・負債分析アプローチ

学習院大学名誉教授 辰巳憲一氏

サイバー攻撃が日常的になり、サイバーセキュリティ投資やサイバー保険に関心が高まっている。本稿は、ハスケル&ウェストレイク[2023]や辰巳[2024]が行った無形資産と無形負債の分析方法を適用する。無形資産と無形負債の分析方法とは、それらのシナジー、埋没費用、拡張性など数々の経済的特性を明らかにし、それらの問題点や課題を展開する。

これらの観点からは、サイバー保険がどのような特性を持つのか。セキュリティ投資との比較で、その機能や役割とともに、両者に横たわる大きな違いが浮かび上がる。例えば、シナジー効果を発揮できないセキュリティ投資に代わって、サイバー保険はシナジー効果を補完できる。特に、他社とのセキュリティ連携に効果を発揮する点で貢献しうる。そしてサイバー保険は、埋没費用問題から逃れられないセキュリティ投資に代わり、埋没費用を保険の基本となる共助に有効利用する役割をはたす。

また、従来の分析とは視点が違うため、本稿は新商品開発の可能性や解決すべき課題を浮かび上がらせる。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

自動車車両共済における故意・重過失免責該当性および遅延損害金の起算点

神戸地裁令和5年1月12日判決 令和3年(ワ)第1094号 共済金請求事件 金判1669号46頁, 自保ジャ2150号94頁

福岡大学名誉教授 佐野 誠氏

海外旅行傷害保険金請求と外来の事故及び旅行行程の意義

東京地裁令和4年3月24日判決 令和2年(ワ)15764号 保険金支払請求事件 自保ジャ2125号174頁

早稲田大学法学学術院教授 肥塚肇雄氏

本件に関するお問い合わせ先 公益財団法人損害保険事業総合研究所 「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』購入・新規定期購読申込み

https://www.sonposoken.or.jp/portal/category/item/publications/magazine/